

## 当事務所の弁護士報酬

外海法律事務所

平成 30 年 4 月 2 日制定

当事務所の弁護士報酬は、別途当事務所と依頼者との間で報酬に関する合意がある場合を除き、以下のとおりとします（金額は全て消費税別です）。

### 1 法律相談料

法律相談料とは、個人の依頼者に対して行う法律相談（事業にかかる法律相談を除く。）の対価をいいます。

当事務所が定める法律相談料は、最初の 45 分まで 5,000 円、以後 30 分（30 分未満の部分がある場合は 30 分とします）ごとに 5,000 円とします。

### 2 一般民事事件における着手金／報酬金

着手金とは、事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

報酬金とは、事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

当事務所が定める一般民事事件の着手金及び報酬金は、本報酬規程に別途定める場合を除き、原則として、その経済的利益の額を基準として、それぞれ次の表のとおり算定します。ただし、着手金の最低額を、10 万円とします。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	8%	16%
300 万円を超え 3000 万円以下の部分	5%	10%
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	3%	6%
3 億円を超える部分	2%	4%

なお、経済的利益とは、原則として、事件又は法律事務において請求の対象となっている金額をいいますが、請求権の種類によって算定方法が異なるものがあり、その算定方法は、すでに廃止されている弁護士会が定める報酬基準に準拠するものとし、(個別の案件における経済的利益の額については、当事務所がご説明いたします。)

### 3 一般民事事件における着手金／報酬金の特則

前項にかかわらず、民事事件の着手金及び報酬金は、事案の性質等を総合的に勘案して、適宜調整するものとし、例えば、経済的利益が大きいにもかかわらず、委任事務処理に要する時間がそれほど多くないことが見込まれるような事案では、着手金及び報酬金は、前項の基準より引き下げます。

また、調停事件及び裁判外の和解交渉における着手金及び報酬金は、事案の性質を勘案して、前項に定める基準の3分の2まで減額することがあります。

当事務所が、裁判外の和解交渉から受任し、その後調停又は裁判に移行しても引き続き受任する場合、調停を受任し、その後裁判に移行しても引き続き受任する場合など、同一事件について異なる手続に移行した場合に当事務所が引き続き受任する場合には、その異なる手続についても着手金が発生いたします。ただし、その場合の着手金の額は、原則として、前項にて定める着手金の額の2分の1とします。

### 4 離婚事件における着手金／報酬金

当事務所が定める離婚事件の着手金及び報酬金は、原則として、それぞれ次の表の範囲内で算定します。

手続の内容	着手金	報酬金
離婚交渉又は離婚調停	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚訴訟	30万円～60万円	30万円～60万円

当事務所が、離婚交渉から受任し、その後調停に移行しても引き続き受任す

る場合、調停を受任し、その後裁判に移行しても引き続き受任する場合には、その異なる手続についても着手金が発生いたします。ただし、その場合の着手金の額は、原則として、本項にて定める着手金の額の2分の1とします。

離婚事件において、請求の内容に財産分与、慰謝料など財産給付が含まれる場合には、当該財産給付の経済的利益の額を基準として、第2項に定める金額を上限とする着手金及び報酬金が別途かかります。

## 5 刑事事件における着手金／報酬金

当事務所が定める刑事事件における着手金は、原則として、次の表の範囲内で算定します。

手続の内容	着手金
事案簡明な事件	20万円～50万円
否認事件など特段の時間・労力を要する事件	30万円～60万円

当事務所が、起訴前から受任し、その後起訴されても引き続き受任する場合、又は、刑事公判を受任し、その後上訴されても引き続き受任する場合には、その異なる手続についても着手金が発生いたします。ただし、その場合の着手金の額は、原則として、本項にて定める着手金の額の2分の1とします。

当事務所が定める刑事事件における報酬金は、原則として、事案の性質上、生じた結果が当然に予想されたものである場合を除き、起訴前であれば不起訴又は求略式命令となった場合に、起訴後であれば、無罪、刑の執行猶予又は求刑された刑より軽減された場合に、50万円を上限として発生します。具体的にどのような場合にいくらの報酬金が発生するかについては、受任時に当事務所がご説明いたします。

## 6 その他

本報酬規程に定めがない、又は、本報酬規程と異なる金額を適用すべきと当事務所が考える事件若しくは法律事務に対する当事務所の報酬については、当事務所が事前に説明し、ご提案いたします。